

なのはな生協 システム案内



〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 678-2

フリーコール 0120-910-871 携帯から 043-216-7087

HP : <https://nanohana-coop.net/>





もくじ

<加入について>

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 加入方法 | …1 ページ |
| 2. なのはな手数料について | …1 ページ |
| 3. 手数料減額制度 | …2 ページ |
| 4. 出資金と増資について | …3 ページ |
| 5. 利用代金の支払いについて | …4 ページ |

<利用について>

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 利用スケジュール | …5 ページ |
| 2. 注文用紙の記入・提出方法 | …6 ページ |
| 3. インターネット注文利用方法 | …7 ページ |
| 4. 商品のお届け | …8 ページ |
| 5. 商品が届いたら | …9 ページ |
| 6. リサイクル | …10 ページ |
| 7. 商品に関するお申し出について | …11 ページ |

- | | |
|-------------|----------|
| 利用約款・各種利用規定 | …13 ページ～ |
|-------------|----------|

<加入と手数料、支払い方法について>

1. 加入方法

下記のいずれかの方法でなのはな生協までご連絡ください。

フリーコール 0120-910-871 携帯からは 043-216-7087

(営業時間) 月曜日から金曜日 8:30~17:30

メールアドレス nanohana@nanohana-coop.or.jp

担当者からご連絡させていただき、都合の良い日にご説明やご加入手続きにお伺いいたします。

【ご用意いただくもの】

出資金 1,000 円

ご利用代金振替用口座（所定の用紙に口座情報のご記入とご登録の印鑑を捺印していただきます。その場でご記入・捺印いただけない場合は、3 日以内にポストへ投函してください。）

担当者がお持ちする「加入申込書」にご記入いただき、出資金 1,000 円を添えてお申し込みいただくことで、なのはな生協組合員となり、商品の注文ができます。

加入手続きが簡単な「WEB 加入」はこちらから▶



2. なのはな手数料(ご利用手数料)について

＊手数料は、各種情報提供やシステム利用に関わる手数料です。

カタログや商品のお届けの有無に関わらず発生いたします。

個人宅配の手数料は以下の通りです。※金額は税込です。

個人宅配	
ご請求額(税込)	手数料
12,000 円以上	121 円
12,000 円未満	242 円

※初回の商品お届けから連続 8 週間はご請求金額に関わらず手数料が無料です。

共同購入班は2名以上が基本です。班のみなさんで配達品の仕分けをしていただきます。実利用者が1名となった場合は個人宅配に移行しますのでご了承ください。共同購入班の手数料は以下の通りです。※金額は税込です。

共同購入(2人以上)	
各人のご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円

※初回の商品お届けから連続8週間はご請求金額に関わらず手数料が無料です。

3. 手数料割引制度

* ママサポート (子育て割引)

対象：母子健康手帳交付日から小学校入学前のお子様がいらっしゃる方

期間：申請から1年間（同じお子様での申請は1回までとなります）

初回の8週間手数料無料期間中に申請された場合は9週目から1年間

※金額は税込です。

個人宅配		共同購入(2人以上)	
ご請求額(税込)	手数料	各人のご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円	3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円	3,000 円未満	0 円

* よつばサポート (障がい者割引)

対象：身体障がい者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

期間：申請から無期限（初回の8週間手数料無料期間中に申請された場合9週目から適用）

※ママサポート、よつばサポートは申請が必要になりますので該当される方はなのはな生協、もしくは担当までご連絡ください。基本として申請の翌週からの適用となります。

個人宅配		共同購入(2人以上)	
ご請求額(税込)	手数料	各人のご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円	3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円	3,000 円未満	0 円

4. お休み・再開をされる場合の手数料について

＊ お休みされる日の2週間前までにご連絡いただければ手数料が免除されます。
手数料（免除・徴収）の対象日については次の各号に定める通りとします。

(1) お休みをされる場合、下記条件の全てを満たす日が手数料免除対象日となります。

①商品のお届けがない ②カタログのお届けがない ③ご注文の提出がない
(WEB注文を含む)

(2) 再開される場合の手数料徴収対象日について

ご連絡をいただいた日にちに関係なく原則、再開後の最初のカatalogお届け予定日 (WEB注文を含む) より対象となります。

5. 出資金と増資について

＊ 生協は組合員一人ひとりが出資者です。

組合員が出資金を出し合って利用・運営していくのが生協です。

組合員は商品を利用するだけでなく、生協をよりよくしていくためにいろいろな意見や要望を出すことができ、これら要望を実現していくために、皆さんからお預かりした出資金を使っています。

出資金は、加入時に1,000円以上出資していただき、一ヶ月の平均利用高まで増やすこと (増資) を目標にしています。組合員一人ひとりの安定した増資が重要になります。そのため、一人30,000円の目安を設けています。

＊ 増資の仕方

毎月、第4回の注文書の増資申込み欄に「1」が印字されています。

毎月1口500円の増資をお願いしております。また、他の回は増資申込欄が「0」となっておりますが、訂正欄に数字を記入することにより、毎回増資をすることも可能ですので、ご協力をお願いいたします。



＊ 出資配当金が付きます

事業年度の業績により、出資配当があります。毎年の総代会にて決定し、出資金に加算されます。

* 減資（出資金の引き出し）

書面でのお手続きが必要となります。手数料は組合員負担となります。

* 脱退

生協を脱退される場合には出資金を全額お返しいたします。（手数料は生協負担）

6. 利用代金の支払いについて

* 利用代金は1ヶ月分まとめてご指定の金融機関口座からの振替になります。

毎月15日締め、27日が振替日です。（振替手数料無料）15日以降の最初の配達日に領収書兼口座振替案内書をお届けします。

[前月16日から当月15日までのご利用(お届け)分を当月27日に振替]

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

締め日	振替日
15	27

金融機関が休日の場合は
翌営業日が振替日になります。

領収書兼口座振替案内書

発行日 2023年10月10日

〒100-0001 東京都千代田区千代田 001

なのほな 花子 様
(組合員番号 100000)

9月27日に生協代金 28,370円を振替いたしました。

なのほな生協組合
千葉県千葉市中央区新大塚1-1-2

10月分
締め時期 2023年10月1日～10月31日
振替口座番号 55,220 円

2023年10月27日 振替銀行より振替させていただきました。

前日までにご入金くださいのお願いいたします。
(金融機関が休日の場合は翌営業日が振替となります)

(出資金残高 35,240円)

請求日	請求金額	入金/振替残高
2023/09/04	17,252	
2023/09/17	10,473	
2023/09/25	6,134	
2023/09/25	6,587	
10月分 合計	35,220	

※上記は口座振替の振替は、日毎の金額に異なります。 なのほな生協組合 2023.10.10 TEL 043-292-3921 FAX 043-292-3921

引き落とし金融機関への登録手続きが完了するまでの間は、(利用開始時期によっては月末締めで) お振込用紙が発行されますので、お振込をお願いいたします。

※口座残高不足で振替ができなかった場合、
110円(税込)の事務手数料が発生いたします。

<利用について>

1. 利用スケジュール

＊ 毎週決まった曜日・時間に商品が届きます。

訪問の際、カタログお届け・注文書提出・商品配達を同時に行います。

※年末年始はパターンが変更になる場合があります。

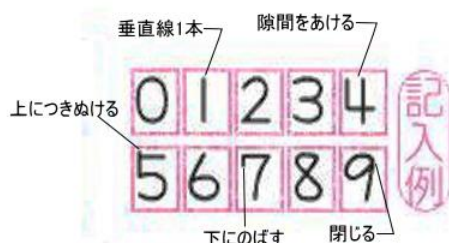
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(水曜配達の場合)

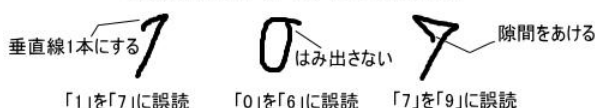


2. 注文用紙の記入、提出方法

- * 始めにご自分のお名前を確認してください。
(特に共同購入の方は注意してください)
- * 注文用紙（OCR用紙）は、必ず鉛筆、シャープペンで記入してください。
- * 定番商品は数量を記入してください。
- * 6桁番号の注文商品は注文書裏面の6桁番号記入欄に注文番号と数量を記入してください。(配達週は商品によって異なります)
数字枠からはみ出さないように記入してください。



【機械が誤読しやすい数字にご注意ください】



- * 同一商品を10点以上注文する場合は、注文書裏面下部欄にご記入ください。

[illegible]

＊注文書は原則、**毎週提出**してください。

(商品がない時も注文書の提出をお願いします)

＊注文書の提出を忘れた場合や追加、キャンセルがある場合は、
翌日の朝**9：30**までに生協に電話でご注文・ご連絡ください。

※インターネット注文の締め切り時間は配達日翌日 **10：00**です。

(尚、雑貨や食品、衣料品などの翌々週配達企画品は、一部を除き注文書を提出した週の土曜日朝9：30まで受け付けしています)

フリーコール 0120-910-871

携帯からは 043-216-7087

(月曜日から金曜日 8：30～18：30 土曜日8：30～9：30)

3. インターネット注文利用方法

＊ご利用いただく場合には、事前登録が必要になります。ご加入手続き完了日の
2営業日後よりご登録いただけます。



◀インターネット注文新規登録はこちらから

登録後ご利用開始前に「ご利用にあたり」をお読みください▶



＊おことわり

インターネット注文にご登録いただいても商品案内・注文書は原則配布されま
す。手数料の減額等はありません。また、注文書を休止している期間はインター
ネット注文もご利用できませんので予めご了承ください。



4. 商品のお届け

- * 冷蔵商品・冷凍商品・ドライ(常温)品・野菜はそれぞれ専用の箱に入れてお届けいたします。※一部、箱に入らない商品・ケース入り商品はそのままお渡しいたします。
- * お届けした箱類、蓄冷剤は翌週回収いたします。ビン商品を入れている緩衝材(通称プチプチ)や冷蔵、冷凍で使用している青い保温シートも回収しておりますので、商品配達時に配送職員にお渡しください。
- ※ドライ品・野菜の箱は折りたためます。折りたたむ際、指などを挟まないようお気を付けください。

<生協からのお願い>

- ・ 注文書を入れるケース、商品を入れる通箱や破損防止の袋、保冷剤などは生協全体の財産ですので、配達の翌週に必ずお返しください。
- ・ 保管の際は雨等で汚れないように保管してください。
- ・ 冷凍商品はドライアイスを入れてお届けいたします。
ドライアイスの取り扱いには、十分ご注意ください。
素手で触れたり、密閉容器に入れないでください。
また、お子様がドライアイスで遊ばないようにご注意ください

配達時ご不在で直接お受け取りできない方には、セーフティーカバーのご用意もございます。お申し出ください。



セーフティーカバー装着例

* 商品が届いたら「個人別明細請求書」を見て確認してください。

114-1-024 19 P.1/1

＊ 欠品 遅配については、別紙にてお知らせいたします。

令和 08年 08月 11日					
<商品お届け情報> 03月2回					
341-15 様					
(組合員No.)					
お届け担当 徳永					
注文No.	商品名	規格	数量	区分	理由
685	サニーレタス	1個	1	欠品	収量不足の為
314	脂ののったさば切身 (無塩)	4切240g	1	値引	3切でお届けが表記間違の為、本体133円引
ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。上記区分の通りの対応となります。 欠品・値引き商品については、次回の明細で金額の訂正をさせていただきます。 遅配商品のキャンセルは、配達日翌日0時30分までにご連絡下さい。 (尚、商品案内にキャンセル不可の旨記載があるものは対象外とさせていただきます。) なのはな生協 (お問い合わせ) 043-218-7087 フリーコール 0120-810-871					

他に届いていない商品がありましたら生協までご連絡ください。

6. リサイクル

下記のビンを回収します

＊ なのはな生協では、商品案内に容器回収、 リサイクルマークが付いてる下記のビンのリユースしております。ビンをよく濯いだ後、配達時に職員にお渡しください。



※左記以外のビンは、お住まいの自治体の規定に沿って処分をお願いいたします。

卵パックも回収しています

＊ 産直たまご、平飼卵の空きパックも回収しておりますので、配達時に配達職員にお渡しください。

7. 商品に関するお申し出について

＊ お届けしました商品が、ご注文通りのものかどうか、また破損などがないか等について、すぐに確認をお願いします。

商品の返品・交換は、なのはな生協に直接ご連絡、もしくは配達の担当者にお申し出ください。以下の商品交換・返金対応基準を適用しています。

商品交換・返金対応基準

【共通】

お申し出内容	対応
異物混入	残品を全てお預かりし、全額返金させていただきます。
異味・異臭・変色・腐敗	
量目不足	残品を全てお預かりし、交換させていただきます。 なお、個数不足の場合は「部分返金」、加工食品の部材不足は「全額返金」とさせていただきます。
破袋 (パック・容器もれ)	交換または返金させていただきます。
味・食感 (まずい・かたい等)	原則、交換・返金はお受けいたしかねますが、その都度、ご相談に応じます。
お届け時点で冷凍品がとけているもの	交換または返金させていただきます。

【農産】

お申し出内容	対応
傷み	現品をお預かりし、交換または部分返金または全額返金させていただきます。
その他	現品を拝見し、交換または部分返金または全額返金させていただきます。

【家庭用品】

お申し出内容	対応
配達時点での不良	交換または返金させていただきます。
使用後欠陥に気付いた	なのはな生協までご連絡ください。商品担当者が対応させていただきます。
花苗が育たない	メーカーのフリーダイヤルへお問い合わせください。
イメージと異なるサイズが合わなかった	お届け後15日以内であれば、訂正連絡票（スクロールの場合は、返品連絡カードも併せて）をご記入の上、配達担当にお渡しください。お届け後15日を経過した商品はお受けいたしかねます。
本、ネーム入り商品等	落丁などを除き、組合員様のご都合による返品は、お受けいたしかねます。
化粧品	組合員様のご都合による返品は、お受けいたしかねます。

【お申し出商品の交換・返品ができる期間】※保存状態が適切であったもの

部門		期日
農産物	野菜	配達日より1週間以内
冷凍品	加工品・肉・魚	配達日より冷凍状態で2週間以内
冷蔵品	加工品	消費・賞味期限内
	畜産・水産等	配達日より1週間以内
一般食品	調味料・菓子等	賞味期限内
卵		配達日より1週間以内
米		配達日より1週間以内
牛乳		消費・賞味期限内

【くらしと生協商品（宅配）の返品について】

商品のお届けは、通常の配達品とは違い、宅配業者より直接ご自宅に商品をお届けいたします。返品方法につきましては、商品に同梱しております「お届け明細票兼返品連絡票」をご確認いただき、着払いで直接「くらしと生協」へご返品ください。

上記以外のお申し出商品については、その都度ご対応いたします。

商品に関するご質問は

固定電話からは 0120-910-871 携帯電話からは 043-216-8780

【受付時間】月～金曜日 8:30～17:30

なのはな生活協同組合宅配事業利用約款

(目的・適用)

第 1 条 この約款は、なのはな生活協同組合(以下、「生協」といいます)の宅配事業の利用(代金等の支払を含む)に関するルールを定めます。

(サービス内容)

- 第 2 条 生協は、利用者(次条により利用登録を行った利用名義者)に対して、基本的に週 1 回、商品カタログ及び注文書(以下、「商品カタログ等」といいます)を配布し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文書)及びチケット等の証票類(以下、「商品等」といいます)を配達します。
- 2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配事業の仕組みを利用することができます。
- ① 各種サービス事業に関する紹介依頼(生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)
 - ② 増資(生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します)
 - ③ 募金(生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします)
- 3 前項の②及び③に係る金銭の収受については、この約款の第 13 条以下の定めるところによります。
- 4 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、6週連続でご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止することができます。
- 5 利用者は、別途の登録により WEB 注文システムを利用することができます。なお、前項により商品カタログ等のお届けが停止されている場合はWEB注文システムの利用はできません。
- 6 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

(利用登録)

- 第 3 条 組合員は、生協の定めにしたがって利用登録を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他(以下、「代金等」といいます)の引落しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。
- 2 未成年者が宅配事業の利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て利用登録を行うことができ、以後の商品の購入についても、法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が宅配事業の利用を希望する場合は、ご家族等のご意見をお聞きして、宅配事業のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の場合には利用登録をお断りすることがあります。
- ① 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合。
 - ② この約款等に定める生協の宅配事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が

困難と想定される場合。

③ 過剰な要求など生協とのトラブルが多い場合、その他宅配事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合。

4 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用登録を受け付けることにより、前条に定める宅配事業のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。

① 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合。

② 被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、生活に必要な物品を購入する場合。

5 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った者が責任をもって対応します。

6 利用者は所定の WEB ページに組合員番号、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB 注文システムを利用することができます。WEB 注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか、「インターネット注文に関する規程」の定めるところによります。

7 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

(商品の注文)

第4条 商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします(④は生協が特に必要と認めた場合に限りです)。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

① OCR 注文書の提出。

② WEB 注文システムを利用したインターネット注文。

③ 電話による注文。

④ FAX による注文。

2 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、事前登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。

① OCR 注文書の提出の場合は、注文書を配達員が受領した時。

② WEB 注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを生協が受信した時。

③ 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。

④ FAX による注文の場合は、注文書を生協が受信した時。

3 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。

⑤ 利用者の氏名が印字された OCR 注文書が提出された場合。

⑥ 利用者に交付した組合員番号・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、生協が受信した場合。

⑦ 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。

⑧ 利用者の氏名を記載した注文書面を FAX で受信した場合。

4 利用者は、電話による注文の締切時期までの間は、電話によって注文をキャンセル、変更できます。

そのほか、インターネットによる注文は、インターネットによる注文の締切時期までの間は、注文データを削除、変更できます。

(利用制限)

第5条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。

3 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

① 1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。

② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

4 加入より3ヶ月以内の利用者については、一月分の利用金額の上限を5万円とします。ただし、生協が認めた場合は、限度額を超えて利用することができます。

(利用停止・登録解除)

第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

① 利用停止 …… 宅配事業の利用登録を維持したまま、宅配の商品カタログの配布、注文の受付、商品のお届けを停止すること。

② 登録解除 …… 宅配事業の利用登録を解除すること。

2 宅配事業の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からのお申し出にしたがって登録解除を行います。

3 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合もあります。

① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。

② 合理的な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合。

③ 未成年や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族等や行政担当者によるお申し出があった場合。

④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落とし停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座やお支払方法を変更しただけなかった場合。

⑤ 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、連続3か月口座未登録の場合。また、未収金残高がない場合でも利用停止となります。

⑥ 第7条第1項で定める共同購入の利用において、班の人数が実利用者1名となり、同項に定める他の配達方式への移行をお願いしたにもかかわらず、応じていただけなかった場合。

⑦ 商品等の代金等を期日までにお支払いいただけなかった場合。

⑧ 第3条第3項各号に該当する場合その他宅配事業の継続の利用に関して生協が適切でないと認めた場合。

4 前項のほか、1か月の利用金額が第5条第4項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配布や商品の注文を停止する場合があります。

- 5 第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものと直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。
- ① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - ② 所管行政庁が員外利用させる施設として不適当と認めた場合。
 - ③ 商品等の代金等を期日までにお支払いいただけなかった場合。
 - ④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。
 - ⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
 - ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。
 - ⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。
 - ⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
 - ⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
 - ⑩ 生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

(商品等のお届け)

- 第7条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」、2名以上の利用者による班の分を一括してお届けする「共同購入」の2通りがあります。
- 2 商品等の配達場所は次の2通りです。[なお、①については、利用者と確認の上、あらかじめ定めた組合員に協力いただく場合があります。]
- ① 自宅配達(個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、共同購入の場合は班で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)
 - ② ステーション配達(生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式)
- 3 生協は、利用登録にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。
- 4 生協は、配達方式・配達場所に応じて、「ご利用手数料に関する規程」に定める手数料を申し受けます。
- 5 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
- 6 ステーション配達の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。
- 7 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。
- 8 本条に基づく引渡しの完了により、危険負担は生協から組合員に移転するものとします。

(個人別明細請求書および引き落としのお知らせ)

第8条 生協は、商品等のお届けと併せて個人別明細請求書をお届けします。引き落としのお知らせについては月1回、月ごとの引き落とし額をまとめて発行し、商品等の配達時にお届けします。

(商品等のお届けができない場合)

第9条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。

2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として個人別明細請求書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。

(お届けした商品等に問題がある場合)

第10条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。

2 前項以外の場合でも、クリスマスケーキやおせちなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協からのご連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。

3 前二項による対応について、生協は、商品等により利用者に直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第11条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ① 食品
- ② 書籍、CD、DVD、Blu-ray等の著作物
- ③ カセットコンロ、同コンロで使用するガスボンベ
- ④ 植物、植物の種
- ⑤ ペットフード
- ⑥ 医薬品、化粧品、衛生用品
- ⑦ チケット類
- ⑧ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
- ⑨ 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)

2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から15日以内に生協に連絡することにより、返品することができます。(詳細は別途定めるルールによります)

- 3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
- 4 前三項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。

(ご請求金額に対する疑義等)

第12条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

第13条 商品等の代金および手数料等の支払い方法については、原則として金融機関の口座からの引落としによるものとします。この場合、毎月16日から翌月15日までの代金について、当月27日に口座から引落としします。但し、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座から引落としします。利用者が利用した商品・サービス等の代金支払等に関わるルールは、この約款のほか、「利用規程」の定めるところによります。

- 2 前項にかかわらず、第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者については、生協との協議により、1ヶ月分の代金等を銀行等に設けた生協の口座に振り込む方法により支払うことができます。
- 3 銀行等の口座からの引落としにより代金等を支払う場合、予定の日に引落としができなかったときは、8日に再引落としを行います。但し、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座から引落としします。(尚、再引落としに関しては金融機関等の休業日の都合により再引落としを行わない場合もあります)再引落としは事務手数料を課金します。尚集金代行業者が引落とす銀行については再引き落としを行いません。

(代金等の未払いへの対応)

第14条 利用者が支払期限を過ぎてなお代金等をお支払いいただけない場合には、生協は次の対応をさせていただきます。また、第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者が、前条第2項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。

- ① 商品カタログの配布、注文の受付、商品の配達を中止します。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものとして、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
- 2 前項の場合、以後の対応に関して生協が要した費用については、利用者の負担とし、利用者は生協の指定する方法によって当該費用を含む代金等を支払うものとします。
- 3 生協は代金等の未払いに関し、法的手続きを行うことがあります。

(債務者の出資金に関する特則)

第15条 債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

‘(個人情報の取り扱い)

第 16 条 生協は、宅配事業のサービスの提供ために、以下の個人情報を収集することになります。

- ① 申込書に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等、組合員に関する情報(以後の変更が生じた場合の変更情報を含む)
 - ② 契約の種類、申込日、契約日、振替口座、利用商品名、金額、供給日等。
 - ③ 利用残高、支払状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報。
 - ④ 本契約に関して必要と認めた場合に、組合員に関する勤務先、収入、居住状況等、組合員の支払い能力判断のための情報。
 - ⑤ 生協が必要と認めた場合に、組合員の運転免許証、パスポート等の提示を求め本人確認を行うための情報。
- 2 組合員は生協が宅配事業のサービスに関する業務を、生協と契約関係にある第三者(以下、「業務受託者」といいます)に業務委託する場合は、組合員の個人情報についても提供することに同意します。
- 3 ① 組合員は生協に登録されている自己に関する個人情報を客観的事実に限り、開示するよう請求することができるものとします。開示を求める場合は生協に連絡の上、所定の方法により開示請求するものとします。
- ② 前①の開示請求により、万が一登録内容が不正確また誤りであることが明らかとなった場合、生協は速やかに当該登録内容の訂正または削除に応じるものとします。
- 4 生協および生協の子会社が、商品、生活文化、その他サービス情報を案内するために、本条第 1 項①②の個人情報を利用することがあります。
- 5 前項の範囲内で生協および生協の子会社が、組合員の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降のサービス情報のご案内を中止する措置を取ります。

(協議解決)

第17条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第18条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第19条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。

- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
- ① WEB サイトへの掲示。
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法。

- ③ 利用者への配布。
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法。

(改廃)

第20条 この約款の改廃は、理事会が行います。

(附則)

- 1 本約款は2020年2月24日から施行します。
- 2 本約款は2023年2月27日に一部改定し、2023年4月1日より施行します。

なのはな生活協同組合 利用規程

この規程は、なのはな生活協同組合宅配事業利用約款第13条第1項に基づき商品・サービス等の代金支払いについて定めます。

1. 支払方法

- ① 金融機関口座からの自動振替で支払うこととし、口座振替の登録は生協加入時に行うものとする。

2. 代金支払日

- ① 代金の口座振替は毎月27日とする。
- ② 但し、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座振替を行う。

3. 新規加入時の利用限度額

- ① 新規利用開始から3ヶ月以内の組合員については一月分の利用金額の上限は5万円以内とします。ただし、組合が認めた場合については、限度額を超えた利用を受け付けることができます。

4. 利用停止

- ① 連続6回ご利用がない場合は注文書のお届を停止させていただきます。
- ② 毎月27日の口座振替日に振替ができない場合は、翌月8日に再度口座振替を行います。(再振替には事務手数料100円(税抜)を請求させていただきます。)但し再度口座振替を行ったにも関わらず振替ができず、かつ、その同じ月の15日までに生協が指定する口座に支払いの確認が出来ない場合はお届を停止いたします。
- ③ 連続3ヶ月「口座未登録」の場合、利用停止になります。(未収金残高がない場合でも利用停止になります。)
- ④ 以下の場合、利用停止になります。
 - ・支払等、本利用規程に違反する恐れがある場合
 - ・換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合
 - ・一般の家庭で消費する限度額を超えると判断した場合
 - ・利用状況により、当生協が不適當であると判断した場合

5. 口座振替不能の場合の措置

- ⑤ ① 口座振替不能となった場合の支払い方法
- ⑥ ・口座振替不能となった場合は生協が指定する口座へ振込とさせていただきます。その際の振込手数料は組合員負担とさせていただきます。
- ⑦ ② 過去履歴で口座振替不能である場合は利用が認められません。またその同一生計、同一

世帯、その関係者の場合は利用ができません。

6. 債務不履行の場合の措置

- ① 度重なる請求催告にもかかわらず、組合員が指定した支払期日内に代金支払いがなされない場合、組合は代金回収のため法的手続きないしは、組合の指定する債権回収業者又は弁護士へ委託を行う。
- ② 債権回収業者又は弁護士へ委託した場合、組合は委託先に必要な情報を提供し、委託先から必要な情報を受け取ることが出来ます。
- ③ 組合は債権回収業者又は弁護士へ回収業務を委託して、代金の支払いが完済された場合でも、組合の定款第12条に基づき、当該組合員を「除名」することが出来ます。

7. 合意管轄裁判所

- ① 組合員は、組合員と組合との諸契約に関する訴訟について管轄裁判所を組合本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとする。

8. 改廃

- ① この規程は、2011年4月1日より施行します。
- ② この規程の改廃は、専務理事が行います。

附則

1. 2011年 4月1日より施行
2. 2014年10月27日 一部改定
3. 2016年 2月29日 一部改定
4. 2023年 2月27日 一部改定、2023年4月1日施行

なのはな生活協同組合インターネット注文に関する規程

【第1条】はじめに

この規程は、なのはな生活協同組合宅配事業利用約款第3条第6項に基づき、当サイトのインターネット注文サービス(以下[本サービス])を利用することについての一切に適用するものとします。

本サービス利用組合員は本規程を誠実に遵守するものとします。

【第2条】本サービスについて

本サービスとはなのはな生協の無店舗事業システムの一部として、なのはな生協に加入する組合員に提供する、インターネットを利用した注文・販売サービスです。

本サービスを利用するに当たり、利用者および第三者に不利益、損害が生じたとしても、なのはな生協はその一切の責任を負わないものとします。

【第3条】本規程の範囲

なのはな生協が、本サービス上における掲示またはその他の方法により規定する個別の約束事及び追加の約束事は、本規程の一部を構成するものとします。

また、本規程とは別の約束事及び追加の約束事が異なる場合は、個別の約束事及び追加の約束事が優先するものとします。

【第4条】本規程の改定

本規程は利用者の承諾を得ることなく、本規程及び個別の規程並びに追加の規程を変更できるものとし、本サイト上での掲示またはその他の方法により告知し、その効力が生じるものとします。

【第5条】利用の資格

なのはな生協で「組合員の資格」を有し、かつ、本規程を承諾した者が利用の資格を得るものとします。

【第6条】アカウント情報の管理

アカウント情報とは本サービスで利用する[組合員番号][パスワード]の事を示します。

アカウント情報の管理は、利用者自身の責任において行ってください。

組合員は第三者にアカウント情報を譲渡、貸与、開示等をしてはならないものとし、アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用などに起因する損害につき自ら責任を負うものとします。

アカウント情報が許可なく利用された場合、そのおそれがある場合、第三者に使用された場合には、ただちになのはな生協へご連絡下さい。

【第7条】 利用者の禁止事項

利用者は本サービスを利用するにあたり、本規程の他条項規定の禁止事項の他に、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1)なのはな生協の承認なく、本サービスを通じて、または関連して営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした行為
- (2)組合員番号及びパスワードを不正に使用する行為
- (3)公序良俗に反する行為、犯罪的行為、またはそれに類する行為
- (4)法令、条例等に違反する行為
- (5)宗教活動またはそれに類する行為
- (6)他の利用者もしくは第三者並びになのはな生協の知的財産権、プライバシー等の権利を侵害する行為
- (7)手段を問わず、本サービスの運営を妨害する行為
- (8)その他、なのはな生協が不適当と判断する行為

【第8条】 利用資格の取消

利用者が以下の事由に該当する場合、なのはな生協は利用者に事前の通知をすることなく、利用資格の取消しができるものとし、利用者は本サービスの提供を受けられなくなります。

- (1)利用者がなのはな生協を脱退した場合、または、除名された場合
- (2)なのはな生協に対する債務履行の遅延または不履行があった場合
- (3)なのはな生協への届出内容に虚偽があった場合
- (4)電話、FAX、電子メール、その他の手段によっても利用者との連絡がとれなくなった場合
- (5)本規程の第7条[会員の禁止事項]に該当する行為をおこなった場合
- (6)その他、本規程の何れかの条項に違反した場合
- (7)その他、なのはな生協が利用者として不適格と判断した場合

※前項の規定により利用資格が取り消されたことにより、利用者または第三者に損害が生じた場合に、なのはな生協その一切の責任を負わないものとします。

【第9条】 サービス内容の変更

なのはな生協は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。

サービス内容の変更により利用者及び第三者に不利益、損害が発生した場合、

なのはな生協はその一切の責任を負わないものとします。

【第10条】 本サービスの中断、中止

なのはな生協は、以下の何れかの事由に該当する場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を中断、停止する場合があります。

- (1)本サービス提供のため、システムの保守、工事を実施する場合

- (2)火災、停電等、不測の事態により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3)地震、噴火、津波、洪水等の天災により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4)戦争、暴動等の事変、及び労働争議等により、本サービスの提供が困難となった場合
- (5)第一種通信事業者の役務が提供されない場合
- (6)その他、なのはな生協が運用上あるいは技術上、本サービスの中断もしくは停止が必要であると判断した場合、また不測の事態により本サービスの提供が困難と判断した場合

※なのはな生協は、本条に基づく本サービスの中断、停止等により、会員または第三者が被った不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。

【第11条】著作権等

本サイトの各コンテンツの著作権、その他の知的財産権はなのはな生協もしくはコンテンツ提供者に帰属します。

本サービス全体の著作権等の知的財産権はなのはな生協に帰属するものとします。

利用者は、本サービスの利用により得られた情報等をその著作物等の権利者の承諾を得ることなく、利用者個人の私的利用以外の目的でこれを複製し、他に送信し、出版し、販売する等の方法により利用することはできません。第三者をしてかかる行為を行わせることも同様とします。

本条に反して、著作権等の知的財産権に係る紛争が生じた場合、利用者は自己の責任において、その問題を解決するものとし、なのはな生協はその一切の責任を負わないものとします。

【第12条】個人情報管理

なのはな生協は、利用者の個人情報等、プライバシーの保護に最大限の注意を払い、個人情報管理を適切におこなうものとします。

なのはな生協は、本サービスの提供および個人認証を目的とする場合を除き、利用者の個人情報を利用しないものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

- (1)なのはな生協が、利用者に対してお知らせの電子メールその他の情報を送付する場合
- (2)利用者からの問い合わせ対応やアフターサービス等の個別サービスを提供するめに、なのはな生協が利用する場合
- (3)収集した個人情報を個人識別できない状態で加工し、統計データを作成する場合
- (4)法令等の規定による場合
- (5)利用者の同意、承諾を得た場合

【第13条】免責事項

(1)なのはな生協は、本サービス上で提供された内容、情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、最新性等のいかなる責任も負わないものとします。

(2)本サービスの提供、遅延、変更、中断、中止、停止もしくは廃止によって、会員または第三者がうけ

た不利益、損害に対し、なのはな生協は一切の責任を負わないものとします。

(3)利用者が本サービスの利用によって他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、なのはな生協に対していかなる補償も請求しないものとします。

(4)利用者が本規程に反した行為、または不正、違法な行為によってなのはな生協に損害を与えた場合、なのはな生協は当該会員に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

【第14条】 損害賠償

利用者が本サービスの利用によって他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、なのはな生協に損害を与えないものとします。

利用者が本規程に反した行為、または不正、違法な行為によってなのはな生協に損害を与えた場合、なのはな生協は当該利用者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

【第15条】 管轄裁判所

本サービスにおいて、利用者となのはな生協との間で問題が生じた場合には、利用者となのはな生協で誠意をもって、これを解決するものとします。

前項にもかかわらず、協議によっても解決しない場合には、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【第16条】 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

【第17条】 改廃

この規則は2020年2月24日から施行します。

(2)この規則の改廃は、専務理事が行います。

なのはな生活協同組合 ご利用手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、なのはな生活協同組合宅配事業利用約款第7条第4項にもとづき、ご利用手数料について定めます。

(定義)

第2条 手数料は、各種情報提供やシステム利用に関わる手数料です。カタログや商品のお届けの有無に関わらず発生いたします。

(手数料)

第3条 利用形態により、次に掲げるとおりの手数料(消費税)をいただきます。

個人宅配	
ご請求額(税込)	手数料
12,000 円以上	121 円
12,000 円未満	242 円

共同購入(2 人以上)	
ご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円

(お休み・再開をされる場合の手数料について)

第4条 お休みされる日の2週間前までにご連絡いただければ手数料が免除されます。手数料(免除・徴収)の対象日については次の各号に定める通りとします。

(1) お休みをされる場合、下記条件の全てを満たす日が手数料免除対象日となります。

①商品のお届けがない ②カタログのお届けがない ③ご注文の提出がない(WEB注文を含む)

(2) 再開される場合の手数料徴収対象日について

ご連絡をいただいた日にちに 관계なく原則、再開後の最初のカatalogお届け予定日(WEB注文を含む)より対象となります。

(手数料の算定方法について)

第5条 手数料の算定方法は、お届け日のご請求額を基準に計算しております。

(1) 商品の売上は本来のお届け日の明細に計上されます。物流事情でお届けが翌週以降となる場合(遅配)でも明細に記載がある日が手数料の計算対象日となります。

(2) スクロール商品が遅配になった場合は、その他の商品とは異なり実際のお届け日に売上が計上されます。

(3) メーカー直送のギフト・おせち・特別企画品は基本的に商品お届け週に売上が計上されますが、

物流の事情により明細への計上がお届け週の前週または翌週になる場合もございます。

- (4) 日生協カタログ商品(くらしと生協)の売上は商品お届けから2～3週間後の明細に計上されます。
- (5) サービス事業商品(ホームクリーニング、引越しなど)、共済、保険、募金、増資、チケット、イベント参加費(保育代含む)などは手数料の算定対象外となります。

(割引制度)

第6条 次に掲げる割引を実施します。(割引制度については申し込み手続きが必要です)

(1) ママサポート(子育て割引)

対象: 母子健康手帳交付日から小学校入学前のお子様がいらっしゃる方

期間: 申請から1年間(同じお子様での申請は1回までとなります)

初回の8週間手数料無料期間中に申請された場合は9週目から1年間

個人宅配	
ご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円

※手数料はいずれも消費税込

共同購入(2人以上)	
ご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	0 円

(2) よつばサポート(障がい者割引)

対象: 身体障がい者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

期間: 申請から無期限(初回8週間手数料無料期間中に申請された場合は9週目から適用)

個人宅配	
ご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	121 円

※手数料はいずれも消費税込

共同購入(2人以上)	
ご請求額(税込)	手数料
3,000 円以上	0 円
3,000 円未満	0 円

(共同購入について)

第7条 共同購入のご利用条件は、住居もしくは勤務地が千葉県内か東京23区内で世帯・生計が分かれています。班長(お届け先)は配達エリア内に限ります。

(改廃)

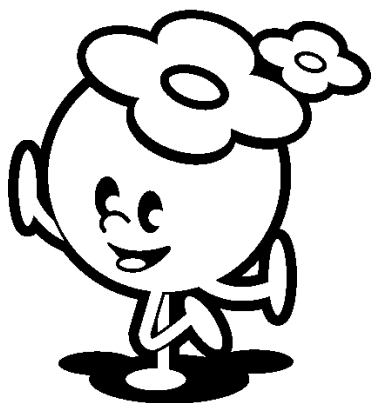
第8条 この規程の改廃は、専務理事が行います。

(施行)

第9条 この規程は、2026年8月31日から施行します。

(施行)

第9条 この規程は、2026年8月31日から施行します。



なのはな生協キャラクター

なあ～なちゃん